

社会福祉法人高瀬会訪問介護ステーション 利用料金のご案内

令和6年6月1日

訪問介護費（要介護1～5）

1-1. 身体介護 基本料金（介護給付費の負担）

| 時 間 帯 | 身体介護 | | | 身体介護の後生活援助の場合 |
|-------------|---------------------------------|-------|-------|---|
| | 1割 | 2割 | 3割 | |
| 20分未満 | 163円 | 326円 | 489円 | 身体介護を行った後、20分以上の生活援助を行った場合、身体介護の料金に65円を加算（以後25分を増すごとに65円を加算）されます。 |
| 20分以上～30分未満 | 244円 | 488円 | 732円 | |
| 30分以上～60分未満 | 387円 | 774円 | 1161円 | |
| 60分以上～90分未満 | 567円 | 1134円 | 1701円 | |
| 90分以上 | 以降30分を増すごとに82円又は164円、246円を加算した額 | | | |

1-2. 生活援助 基本料金（介護給付費の負担）

| 時 間 帯 | 生活援助 | | |
|-------------|------|------|------|
| | 1割 | 2割 | 3割 |
| 20分以上～45分未満 | 179円 | 358円 | 537円 |
| 45分以上 | 220円 | 440円 | 660円 |

2. 加算料金

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）

基本料金の25/100加算

深夜（22時～翌朝6時）

基本料金の50/100加算

| 加算種別 | 1割 | 2割 | 3割 | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|--|
| 2人の訪問介護員 | 200/100/回 | 400/100/回 | 600/100/回 | 同時に2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者やその家族の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合 |
| 緊急時訪問介護加算 | 100円/回 | 200円/回 | 300円/回 | 利用者又は家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問する事になっていない訪問介護（身体介護のみ）を緊急に行った場合 |
| 初回加算 | 200円/月 | 400円/月 | 600円/月 | 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護を行った場合又は訪問介護員にサービス提供責任者が同行した場合 |
| 介護職員等処遇改善加算〔Ⅱ〕 | 22.4% | 22.4% | 22.4% | 総合的な職場環境改善による職員の定着促進を目的として1月の利用料に対して事業者が申請した所定の割合で乗じた額を加算 |

※ 特別地域訪問介護加算

古座川町にお住まいの方につきましては、特別地域訪問介護加算として15/100が加算されます

※ 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

対象負担額の1/4（25%）が軽減となります

※ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置

対象負担額の1/10（10%）が軽減となります

3. 別途利用料金

古座川町・串本町以外にお住まいの方

交通費

（ア）通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満の場合 1,000円

（イ）通常の事業の実施地域を越えた地点から10km以上の場合、3kmごとに300円追加となります

社会福祉法人 高瀬会訪問介護ステーション

〒 649-4224

和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬406番地

電話 0735-72-0611

FAX 0735-72-0631